

公益財団法人 日本体操協会 アンチ・ドーピングに対するガイドライン

皆さんがご存知の通り「ドーピング」は禁止されています。基本的なルールを理解して「ドーピング」をしようとする悪意がなくとも、アスリートとしてきちんとした対応をしなかったためにドーピング違反になってしまうことがあります。

2015年の世界アンチ・ドーピング規程の改定に伴い、「厳格責任」と「証明責任」というものがアスリートに求められるようになりました。

「厳格責任」…禁止物質が存在した場合は、アスリートの過失の有無に関わらず、アンチ・ドーピング規則違反となること。つまり、口にするもの全て、自己責任であることの注意喚起です。

「証明責任」…アンチ・ドーピング規則を守っていることを、アスリート自身が証明すること。

今後は、今まで以上にアスリートがアンチ・ドーピング規則違反を生じた場合は厳しい対応がなされ、4年間の制裁期間が標準化されます。

つきましては、以下のことをよく読んで熟知してください。

【TUE(治療使用特例)について】

適切な医療を受ける際に、病気や怪我の治療を目的として禁止物質や禁止方法を使用する場合には、決められた期間までに TUE を申請し承認されれば、特例としてその使用が認められるものです。

使用する薬が禁止物質/方法の場合は、必ず事前に TUE 申請を行い、TUE 申請が認められてから使用をしてください。TUE が認められなかった場合に、その禁止物質/方法の使用を続けることは規則違反となります。

同じアスリートでも、競技レベルによっては遡及的 TUE(後出し TUE)で対応可能な場合がありますが、多くの競技者が「RTPA※」に該当する日本代表選手では、TUE の必要がある医薬品に関して必ず事前に TUE 申請を行い、TUE 申請が認められてから使用をしてください。TUE が認められなかった場合に、その禁止物質/方法の使用を続けることは規則違反となります。治療を受ける際には、医師や薬剤師に、自らがアスリートであり、ドーピング・コントロールの対象者であることを告げ、ドーピング違反となることがないように十分な注意を払うことを求めてください。また、**禁止物質ではないと思っ**て使用している医薬品(例えば主治医の先生に大丈夫と言われた医薬品でも)、チームドクターやアンチ・ドーピング委員会、スポーツファーマシスト(薬剤師)、各都道府県の薬剤師会等への相談、またはインターネットで調べる(「Global DRO」の使用など、**必ず多くの部門に相談・確認をする**ようにしてください)。

【居場所情報について】

日本代表選手の多くは、1日60分間の事前登録した時間帯に検査に応じる、居場所情報提出・更新の義務がある「RTPA※/TPA※」に該当します。

居場所情報関連義務違反(RTPAのみ)

1. 提出義務違反(提出期日までに居場所情報を提出しなかった場合。提出された情報に不備があった場合。情報の更新を行わなかった場合。)
2. 検査未了(60分の時間枠(5時~23時)に指定した時間と場所で検査に応じなかった場合(検査員と競技者が会えなかった場合)。

12ヶ月の間に3回累積して居場所情報の提出や更新の義務を果たさなかった場合、または検査未了があった場合は、制裁期間2年の規則違反となります。

注意点:

- (1) 住所や建物名、そして部屋番号や練習場所など、正確な情報を入力して下さい。部屋番号の情報がないためや、検査員が入る(競技者に接触)することができない場所や時間帯を指定していたことにより、検査員が競技者に会えなかった場合も、検査未了になります。
- (2) 60分の時間枠以外でも競技会外検査は行われます(こちらが本来の抜き打ち検査)。60分の時間枠に指定した時間帯と異なり、不在でもペナルティはありませんが、検査に応じる義務はあります。

【サプリメントに関しての注意点】

・国内外を含め、サプリメントは表示ラベルに記載された成分通りでないこともあります。特に海外のサプリメントは危険性が高いので絶対に使用しないでください。以前にそのサプリメント使用中にドーピング検査を受けて大丈夫だったからと、継続して同じものを使用していたつもりが、途中で成分が変わっていることもあり得ます。

・サプリメントの摂取は、完全に自己責任となり、TUE(遡及的 TUE 含)の対象となる余地は全くありません。

・仮に、禁止物質の含まれたサプリメントを友人から預かって持っていただけでも規則違反(制裁期間4年)になります。

※ RTPA(“Registered Testing Pool Athlete”検査対象者登録リスト・アスリート) / TPA(“Testing Pool Athlete”検査対象者アスリート)は、日本のトップクラスのアスリートであり、JADA または国際競技団体(IF)の検査対象者登録リストに掲載されているアスリートです。

※ RTPA は、ADAMS (“Anti-Doping Administration and Management System”; インターネット上のアンチ・ドーピング管理運営システム)を通じ、居場所情報を提出する必要があります。1日60分間の検査受け入れ時間を登録しておかなければなりません。登録した時間帯と場所で必ずドーピング検査を受けられる用意をおこななければなりません。アダムスに登録された場所・時間帯を失念し、不在で検査ができないことが3回連続とドーピング違反とされてしまいます。(RTPAのみ)

RTPAとしての意識が十分でなく、2017年において、日本では居場所情報未提出が21件、不在による検査未了が31件も生じています。